

野田市告示第 103 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項及び野田市会計事務規則（平成 25 年野田市規則第 19 号）第 34 条第 2 項の規定により、寄附金の納入事務について次のとおり指定したので、地方自治法第 231 条の 2 の 3 第 2 項及び野田市会計事務規則第 34 条第 2 項の規定により告示します。

令和 6 年 4 月 11 日

野田市長      鈴木      有

1 指定納付受託者の名称、住所

名称 株式会社トラストバンク

住所 東京都品川区上大崎三丁目 1 番 1 号

2 指定をした日

令和 6 年 4 月 1 日

3 指定納付受託者に納付させる歳入の種類

ふるさと納税に係るインターネットを利用して納付される寄附金

4 指定納付受託者に納付させる期間

令和 6 年 4 月 1 日から契約期間満了の日まで